

議会改革特別委員会委員長報告

令和7年第2回定例会において本委員会に付託され、令和8年第1回定例会から閉会中の継続審査となっていました議会改革特別委員会について、3回の委員会を開催し、審査が終了しましたので、会議規則第110条の規定により審査の経過及び結果について下記のとおり報告いたします。

記

【第17回】

- 1 審査年月日 令和8年4月21日(火)
- 2 場 所 委員会室1
- 3 出席委員 中村洋子、桜井 卓、小久保博雅、湯沢美恵、
島野和夫、永井 司、滝瀬光一、大嶋達巳、
工藤日出夫
- 4 議 題 (1) 議員定数について
(2) 議員報酬について
(3) 議会活動の発信機能の強化について
(4) その他

議員報酬については、北本市特別職報酬等審議会から提出された答申のとおりとすることが適当であるとの意見で一致しました。審議会答申では、近年の物価高騰をはじめとする社会経済情勢を踏まえ、議員報酬の見直しが必要である旨が示されています。特別委員会としても、こうした客観的状況に基づく答申を尊重することが、市民の理解を得るうえで適切であると判断しました。

あわせて、SNSを活用し、住民に開かれた議会運営を推進するための基本的事項を定める「北本市議会SNS運用方針」についても協議を行い、内容を取りまとめました。

【議員定数に関するアンケート】

- 1 開催年月日 令和8年4月1日(水)～令和8年4月30日(木)
- 2 実施形式 L o G o フォームによるオンライン形式

議員定数について検討を進めるに当たり、平成17年に26名から20名へ削減した経緯を踏まえつつ、市民の意見を把握することを目的として、オンライン形式のアンケートを実施しました。アンケートは216件の回答が寄せられ、議員定数に対する市民の認識や考え方を把握するうえで有益な資料となりました。

回答結果としては、「減らすべき」が155件と最も多く、「妥当である」44件、「わからない」11件、「増やすべき」6件となりました。「減らすべき」とする主な理由には、議会費の削減を求める意見（65件）や、少数精鋭で十分とする意見（64件）が多く見られました。一方、「妥当である」との回答では、人口規模や事務量とのバランスを評価する意見（21件）、現状で市民意見が反映されているとする意見（17件）が上位を占めました。また、「増やすべき」との回答では、多様な市民の意見を反映する必要性や、議員負担の軽減・専門的調査研究の強化を求める意見が寄せられました。

【第18回】

- 1 審査年月日 令和8年5月13日(水)
- 2 場 所 委員会室1
- 3 出席委員 中村洋子、桜井 卓、小久保博雅、湯沢美恵、
島野和夫、永井 司、滝瀬光一、大嶋達巳、
工藤日出夫
- 4 議 題 (1) 議員定数について
(2) その他

議員定数に関するアンケートの最終結果について共有し、議論を行いました。議員定数の検討においては、定数削減を求める立場と現状維持または慎重な見直しを求める立場の二つの意見が提示され、いずれも一定の合理性及び妥当性を有すると整理されたことから、答申については双方の主張を併記することとしました。

また、「北本市議会議員間（委員間）討議のガイドライン」について草案をもとに協議を行いました。ガイドラインは、委員間討議の意義、運用ルール、討議の在り方及び手法を整理したものであり、委員会審査における議案及び請願を対象として、委員の申出に基づき動議形式で実施すること、質疑後・質疑終結前に行うこと、原則公開で実施することなど、基本的事項を取りまとめました。

あわせて、議員の出産・育児と議会活動の両立を支援するため、授乳環境及び保育環境の整備について協議しました。授乳については庁舎内の授乳室を基本としつつ、会議中は控室等を活用して審議状況を把握できる環境を確保すること、保育支援については臨時職員の確保や保育所入所の在り方の検討など、多様な選択肢を確保する必要があるとの認識を共有しました。

【第19回】

- 1 審査年月日 令和8年5月22日(金)
- 2 場 所 委員会室1

3 出席委員 中村洋子、桜井 卓、小久保博雅、湯沢美恵、
島野和夫、高橋 誠、永井 司、滝瀬光一、
大嶋達巳、工藤日出夫

4 議 題 (1) 答申について
(2) その他

過去18回の審議結果を踏まえ報告案を作成し、当該案に基づき協議を実施しました。協議内容を整理した結果、別添のとおり報告を取りまとめ、提出することとなりました。

今回の審査結果をもって、議会改革特別委員会に付託され、継続審査となっていた事件については、審査を終結することとします。

以上報告いたします。

令和8年6月3日

議会改革特別委員会
委員長 工藤 日出夫

北本市議会議長 保 角 美 代 様

令和8年6月3日

北本市議会議長 保 角 美 代 様

議会改革特別委員会
委員長 工 藤 日出夫

議会改革に関する件について（報告）

令和7年6月27日付けで付託のあった標記の件について、下記のとおり結論を得たため報告する。

記

付託事項 議会改革に関する件（下記）

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 議会基本条例に関する事項について<ol style="list-style-type: none">(1) 議員定数について（第35条第2項）(2) 議員報酬について（第36条第2項）(3) 通年議会の検討について（第34条第1項）(4) 議員間（委員間）討議のガイドライン策定について（第23条）(5) 議会活動の活性化（議会改革）について（第34条第1項）<ol style="list-style-type: none">ア タブレット活用についてイ 授乳環境及び保育環境整備について(6) 広報広聴機能の充実について（第30条）<ol style="list-style-type: none">ア 議会モニター制度の充実について（第12条）イ 議会活動の発信機能の強化について（第30条）ウ 議会報告会のあり方について（第11条） |
|--|

審査結果

1 議会基本条例に関する事項について

(1) 議員定数について（第35条第2項）

本委員会では、議員定数について、議会改革に関する意見交換会での議論、議員定数に関するアンケートの結果及び現行の議会運営の実情を踏まえ、多角的な視点から検討を重ねてきた。

本委員会における議員定数の検討においては、二つの立場が提示され、いずれも一定の合理性及び妥当性を有すると整理されたことから、本報告では双方の主張を併記することとした。

定数削減を求める立場は、3常任委員会体制のもと、委員会あたり6人（計18人）での構成により十分な審議が可能であるとし、他市比較及び先行研究に基づき、現行20人からの削減を進める余地があるとするものである。

これに対し、現状維持または慎重な見直しを求める立場は、市民代表機能の確保及び審議の質の維持を重視し、人口減少の評価や過去の削減規模は前提条件により異なることから、現時点での削減には慎重な対応が必要であるとするものである。

以上のとおり、本委員会においては、議員定数について多角的な視点から慎重に議論を重ねてきたが、最終的な合意形成を図るには至らなかった。よって、本報告においては、検討の過程で示された各主張を併記することとし、これを本委員会の結論とするものである。

（2）議員報酬について（第36条第2項）

令和8年1月19日付けの北本市特別職報酬等審議会の答申を重く受け止め、議員報酬の改定については、当該答申のとおりとすることが適当であると判断した。

議員報酬については、物価高騰等の近年の社会経済情勢を踏まえて示された審議会答申の内容を尊重することが、市民の理解を得るうえで適切である。一方で、将来的に通年議会等の導入をはじめとする議会改革により、議員に求められる役割や職務の質・量が大きく変化する場合には、単なる経済指標の反映にとどまらず、議会自らが主体的に報酬の在り方を検討する必要がある。

以上を踏まえ、今般の議員報酬の改定については審議会答申のとおりとするとともに、報酬の適正化に当たっては、市民の負託に応えるため、後述する議員間（委員間）討議の活性化及び広報広聴機能の充実に取り組み、議会機能の一層の向上を図るものとする。

（3）通年議会の検討について（第34条第1項）

現行の会期制においても臨時会の開催や継続審査の活用により対応が可能である。現時点では、執行部の事務負担及び費用対効果を総合的に勘案し、導入は見送るものとする。

(4) 議員間（委員間）討議のガイドライン策定について（第23条）

令和7年第4回定例会における試行運用を踏まえ策定した「北本市議会議員間（委員間）討議のガイドライン」に基づき、令和8年第3回定例会より運用を開始するものとする。本ガイドラインに基づき、常任委員会における委員間討議を必要に応じて発議できるものと位置付け、論点整理、意見集約及び合意形成の過程を明確化することにより、審査の質の向上を図るものとする。なお、予算決算常任委員会各分科会における委員間討議の取扱いについても、本ガイドラインの例によるものとする。

(5) 議会活動の活性化（議会改革）について（第34条第1項）

ア タブレット活用について

現時点においては、議員個人のパソコンやスマートフォン等の活用に加え、自治体向けビジネスチャットツール（L o G oチャット）の導入により議会事務局との緊密な連絡体制が構築されるなど、一定の事務効率化が図られていることから、タブレット端末の導入に伴う公費負担や保守管理コスト等の課題を総合的に勘案し、一律導入は見送るものとする。

イ 授乳環境及び保育環境整備について

議員の出産・育児と議会活動の両立を支援し、多様な人材の参画を促す環境整備は喫緊の課題である。

授乳環境については、庁舎の授乳室活用を基本としつつ、会議中においては執行部控室や委員会室の隣室を活用するなど、音声により審議状況を把握できるよう配慮した柔軟な対応が求められる。保育支援については、スポット雇用による臨時職員の確保、保育所入所のあり方の検討、緊急時のニーズへの対応など多様な選択肢を確保するとともに、予算措置については、必要に応じて編成を検討するものとする。

(6) 広報広聴機能の充実について（第30条）

ア 議会モニター制度の充実について（第12条）

議会モニター制度の認知度向上を図るため、市議会ホームページや広報きたもと等の多様な媒体を活用し、活動内容及び意義の積極的な周知を行うものとする。

あわせて、より幅広い視点からの提言を得るため、対象範囲の拡

大について検討を進めるとともに、多様な属性の市民が参画しやすい環境を整える観点から、謝礼の在り方についても柔軟な仕組みの構築を検討する。市民参画の促進を図り、議会と市民との双方向的な対話の質の向上を目指すものとする。

イ 議会活動の発信機能の強化について（第30条）

議会活動の見える化を推進するため、情報の即時性及び波及力に優れたX（旧 Twitter）の運用を開始する。従来の市議会ホームページ及び議会だより等に加え、SNSを活用することで、若年層を含む幅広い市民層への情報発信の強化を図る。定例会、臨時会、委員会等の情報や議会に関する行事等を適時に発信し、市民にとってより身近で開かれた議会の実現を目指すものとする。

なお、運用に当たっては「北本市議会SNS運用方針」に基づき、情報の正確性及び安全性の確保を徹底する。

ウ 議会報告会のあり方について（第11条）

市民に届く議会報告会への質的転換を図るため、実施形態の見直しを行う。従来の一方通行的な説明会形式を改め、議員と市民が対話を重ねる少人数のワークショップ形式へと転換することで、双方向の議論の場を創出する。

また、開催回数については、年4回から年2回へと集約し内容の充実を図るとともに、これを補完する広聴活動を強化する。具体的には、委員会別の意見交換会や各種イベントにおける意見収集を充実させ、全体報告会と委員会単位の広聴を組み合わせることにより、市民意見をよりの確に市政へ反映する体制を整備する。これらの取組により、議会報告会を事後報告の場から、市民の声を政策に反映させる場へと発展させ、市民満足度の向上を目指すものとする。

北本市議会
議員間（委員間）討議のガイドライン

令和8年5月

北本市議会 議会改革特別委員会

1 議員間（委員間）討議の意義について

議会の最大の役割は、本市の意思決定を担う「議決権」の行使です。これは、北本市という地方公共団体の意思及び北本市議会という機関の意思を決定するために付与された権限です。

多様な住民の代表である議員が、その意思をどのように決定したのかを説明することは、議会の責務であり、意思決定に至る過程が重要になります。執行部への質疑だけ、若しくは賛否の表明だけにとどまることなく、合意形成に至るまでの過程で、どのような「熟議」を行い、結論を出したのかを示す必要があります。熟議を実現するには、対話を通じて目的を共有し、議論を重ねて方策を検討し、討論を経て意思決定へと結びつける一連の過程を支えるルールや指針が必要です。

2 議員間（委員間）討議のルール（申合せ事項）

- (1) 議員間（委員間）討議の対象は、各常任委員会における議案及び請願の審査において、委員が必要と認めるものとする。
- (2) 議員間（委員間）討議の実施については、動議形式により委員が申出をし、委員長が委員会に可否を諮るものとする。なお、討議の進め方等については、委員長の裁量に委ねる。
- (3) 議員間（委員間）討議は、委員会での質疑の後、質疑終結前に行うものとし、委員長は各委員からの討議が出尽くしたと判断した時点で、質疑に戻るものとする。再度の質疑後、更に議員間（委員間）討議が必要となった場合は、(2)の申出等を再度行うこととする。
- (4) 原則として議員間（委員間）討議は、委員会中に公開して行うものとし、議員間（委員間）討議中は、執行部及び傍聴者はそのまま在席とする。ただし、秘密会においてはこの限りではない。
- (5) 予算決算常任委員会各分科会においても議員間（委員間）討議を実施できるものとする。この場合は「対話」と「議論」までとし、「討論」は行わない。また、本ガイドライン中の「委員会」を「分科会」、「委員長」を「分科会長」と読み替えるものとする。

3 議員間（委員間）討議の在り方

- (1) 議員間（委員間）討議とは、「対話（論点整理）」「議論（方策検討）」「討論（意思表示）」といった一連のプロセスと位置付けます。ここでは、「対話」

及び「議論」部分についてのガイドラインを示します。

- (2)「対話 (Dialogue)」は、各委員 (議員) で意見を出し合い、課題や論点を洗い出し、整理・共有するプロセスとします。参加者は議案や資料の精読、調査をして臨むことが前提となります。参加者全員が発言し、他の意見の否定や批判は行わず、自分と異なる意見を聴き、学ぶという姿勢が必要です。
- (3)「議論 (Discussion)」は、各委員 (議員) が、「対話」で明確にした、課題や論点をあらゆる角度から論じ、各々が満足のいく結果に達するため、あらゆる方策を理性的・建設的に検討するプロセスとします。ここでは、根拠 (Evidence) に基づき、全委員 (議員) が議論するよう努めます。
- (4)「討論 (Debate)」は、そもそもが公の問題を賛成・反対に分かれて公開の席上で議論するという意味であり、各委員 (議員) が、自らの賛否について主張し、その是非について議決という成果を出すための最後のプロセスです。

4 議員間 (委員間) 討議の手法

例えば「人口を増やしたい」という問題解決の解決策の例としては、「若者向けイベントの開催数を増やす」「子供や子育て世帯への支援を手厚くする」「まちの魅力を市内外に効果的にアピールする」など、さまざまな選択肢が挙げられますが、どれも正解になり得ます。ただし、それぞれの施策や事業の適正性、経済性、効率性、有効性を踏まえ、優先的に取り組むべきものを決定する必要があります。

このように、議会の世界には課題解決に関する「公式」は存在しません。そのため、全体を漏れなく俯瞰し、さまざまな選択肢を棚卸し、事実の正確な把握や根拠となるデータの確認、仮説の構築から結論を導き出すなど、各選択肢に対して合理的に判断することが求められ、適正な手順を踏んでいく必要があります。

〈成果を出すための留意点〉

- 委員長は、開始時に目的などについて、参加委員全員で確認すること
- 委員長は、中立・公平な立場でのファシリテーターであることを明確にして会議を進行すること
- 参加委員は一人ひとりが以下の項目に留意して議論を行うこと
 - 目的や確認する事項などの共有 例) 前提条件、事実なのか意見なのか、言葉の定義付 など
 - データの確認と共有 例) 根拠の提示と妥当性、他の根拠の存在模索 など
 - 仮説と検証による結論 例) 主張する意見の仮説化と根拠の確認、他の仮説の存在確認 など

(1) 対話の手順

- ア 委員長は、開始時に目的や目標を参加者全員に共有し、全員から発言をしてもらうこと。また発言途中での介入を制止するとともに、発言者が話しやすい環境の場づくりに留意すること。
- イ 参加者は、発言に対して傾聴すること
- ウ 委員長は、発言が終了した後、その課題や論点とするところについて、共有を図ること
- エ 委員長は必要に応じて、対話を繰り返すこと

(2) 議論の手順

- ア 委員長は、はじめに議論の開始時に目的、目標を参加者全員で確認し、ファシリテーターとして中立的な立場から、議論を進行すること。また、できるだけ参加者全員からの発言を促すこと
- イ 対話で提出された課題や論点を整理しながら議論を進めること
- ウ 議論のまとめ
 - (ア)委員長及び各委員は、議論で出された意見等については、次のステップである討論に活かせるよう、意見をまとめること
 - (イ)委員長は、必要に応じて、対話から議論の手順を繰り返し、論点や課題、議論を収斂・収束させること

(3) 討論の実施

- 議論の中で確認した仮説や結論を踏まえて、可能な限り参加者全員が討論し、自らの表決態度の説明責任を果たすこと